

会員の心得

- ① センターの趣旨を理解し、決まりを守りましょう。
- ② お互いのプライバシーは守りましょう。
- ③ 依頼した援助以外のことは要求しないでください。
約束の時間も守りましょう。
- ④ センターへ連絡なしに会員同士で交渉しないでください。
- ⑤ 事前打ち合わせは必ずし、必要事項は必ず伝えましょう。
(アレルギー、既往症、生活習慣などの対処方法など)
- ⑥ 必要な食事(ミルク)・おやつ・おむつは用意して下さい。
- ⑦ 活動中の非常事態に備えて、緊急連絡先を伝えて下さい。
- ⑧ **病児の託児、投薬は出来ません。**
- ⑨ 使用済みの紙おむつは、健康状態を確認するためにも
お持ち帰り下さい。
以上のことを守って下さい。守れない場合は援助活動依頼
をお断りする場合があります。

援助の流れ

- ① 援助活動依頼申込書を記入のうえ、センターにご提出下さい。センター開設時間外は受付できません。
郵送・メール、FAX 可 ただし通信料は実費です。
(依頼の申込は2日前までをお願いします。申込みが遅れると、まかせて会員の調整がつかない場合があります。その場合にはお断りする場合がありますのでご了承下さい。)
- ② センターにて、まかせて会員を決定し連絡します。
- ③ **当日ファミリーサポートセンター会員証の提示をして下さい。**
- ④ **当日の体調の確認と検温をします。**
- ⑤ まかせて会員と十分に事前打ち合わせを会員同士で行って活動内容を確認して下さい。
→会員同士が初対面の場合は、センターの
アドバイザーが立ち会います。

- ⑥ まかせて会員の自宅で活動を行ってもらって下さい。
(希望があれば支援センターでも預り可能)
 - ⑦ 活動終了後、援助活動の報告書に確認のサインをして下さい。
 - ⑧ 報酬を援助活動の報告書の1枚と引き替えに渡して下さい。
(取消の場合も同様です)
- 以上で援助が終了です。

非常事態の場合

援助活動が必要なくなったまたは取消が必要になったとき、できる限り早く、まかせて会員とセンターまで連絡を入れて下さい。
取消料が発生した場合はすみやかに支払って下さい。

補償内容

トラブル防止のため会員になると自動的に市の負担で3つの保険に加入します。(詳細はおたずねください)

- ① サービス提供会員傷害保険
会員の活動中の傷害について補償をします。
- ② 賠償責任保険
会員の活動中に損害を与えたことにより賠償しなければ
ならない補償をします。
- ③ 依頼子供傷害保険
援助を受けている間に傷害を被った場合に補償をします。
いずれの保険についても、ファミリー・サポート・センター補償保険(育児)の制度に従い補償しますので補償内容
については、市で決定するものではありません。

その他

- ① 会員登録は1年ごとに継続手続きが必要です。継続手続きの書類を送付しますので、ご返送下さい。登録内容に変更及び退会希望の場合も、届け出が必要です。
- ② まかせて会員に送迎を依頼する場合は、まかせて会員が自宅を出発し、自宅に帰宅するまでの時間が活動時間となります。

韮崎市ファミリー サポートセンター



韮崎市

ファミリーサポートセンター事務局

(韮崎市子育て支援センター内)
〒407-0015 韮崎市若宮1-2-50
TEL 0551-23-7676 FAX 0551-23-7678

【お問合せ・入会手続き】
支援センター開館日 9:00~17:00
(休館日:月曜日、祝日の場合は火曜日)
支援センター閉館時・緊急の場合の連絡先
080-8837-5945

韮崎市 ファミリーサポートセンター



韮崎市の3ヶ月から小学6年生までのおこさまを
韮崎市在住の子育てボランティア養成講座を
受講した方(まかせて会員)が預かってくれます。
地域の中で、お互いに助け合うシステム(相互援助)です。

- ◆おねがい会員・・・3ヶ月～小学6年生のおこさまの保護者
- ◆まかせて会員・・・韮崎市在住で講習を受けた方

サポート内容



◆子育てが大変な時

- ・ご自宅にまかせて会員が訪問し、おこさまのお世話をします。その間、お母さんは家事をしたり休むこともできます。
- ・支援センター内で、おこさまをお預かりします。(0～6歳)
- ・まかせて会員の自宅で、おこさまをお預かりします。

◆園や学校の送迎が出来ない時

- ・まかせて会員が送迎します。保護者がお迎えに来るまでまかせて会員の自宅で預かることも出来ます。
- ・朝だけ、夕方のお迎えだけでもまかせて会員にお願いできます。

◆産前産後、上のおこさまを預かってほしい時

- ・支援センター内でおこさまをお預かりします。(0～6歳)
- ・園への送迎や、まかせて会員の自宅でもおこさまをお預かりします。

◆用事がある時(きょうだいの学校行事、病院など)

- ・支援センター内で、おこさまをお預かりします。(0～6歳)

◆その他

- ・少し子どもと離れてリフレッシュしたい、自分の時間を作りたいなど、理由は問わずサポートします。



入会手続き	支援センターで入会申込書に記入(入会無料) ※保護者の写真(横2.4cm×縦3cm)2枚持参
対象	生後3か月～小学6年生
託児場所	①支援センター ②まかせて会員宅 ③おねがい会員宅 ④送迎
託児時間	①9時～17時 ②③7時～19時(時間外応相談) ④7時～19時
定休日	①休館日 ②③無休 ④無休
利用料金	①1時間 700円(土・日・時間外は時間800円) ※きょうだい2人目からは半額 注:託児終了後、いったん時間700円(土・日・時間外は時間800円)を支払っていただきますが、韮崎市役所に助成金の申請をしますと上記の金額の半額が助成されます。(実質1時間350円) ②まかせて会員さんの託児場所までの往復交通費(1Km35円) 注:こちらは助成の対象にはなりません。
利用申込み	預かり希望の2日前までに 指定の申込用紙に記入のうえFAXまたはセンターまで持参して下さい。申込用紙はHPからダウンロードできます) ※必ず入会手続きを済ませてから、一時預かりをお申込み下さい。 入会手続きがお済でない場合、一時預かりをお受けできない場合があります)
キャンセル料	取消しする場合には料金がかかります。 ◎前日までの取消し:無料 ◎当日取消し:報酬額の半額 ◎無断取消し:報酬額の全額



おねがい会員の声

初めは預けることが心配でしたが、まかせて会員さんがやさしく託児してくれたので、子どもも慣れてよかったです。また見守ってくれる方が地域にいてくれるので安心しています。



まかせて会員の声

子どもたちはとてもかわいいので、私達も喜びをもらっています。また保護者の方のサポートをすることにより、安心して子育て出来るまちになればいいなと思っています。

